

令和6年広審第6号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月19日15時00分

広島県大松島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 6.6トン

登 録 長 9.31メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 264キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室及び船室、その上方にフライングブリッジを有する2機2軸の最大搭載人員が12人のFRP製モーターボートで、フライングブリッジの中央に舵輪が、その右側にマグネットコンパス及び機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、舵輪後方に操縦席、その後方に座席が設置され、a受審人が1人で乗り組み、知人9人を乗せ、周遊の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年8月19日10時25分広島港第1区所在のマリーナを発し、広島県蒲刈港北部を經由して帰航する予定で、同県大黒神島に向かった。

ところで、蒲刈港北部には、陸岸から約600メートルのところに大松島及び広島県小松島が存在し、大松島の周囲約100メートルにわたって干出岩（以下「大松島干出岩」という。）が拡延しており、Aの操舵室に装備されたGPSプロッターを詳細表示とすることで、大松島干出岩を表示することができた。

発航に先立ち、a受審人は、知人から大松島及び小松島付近に岩礁があることを聞いていたものの、大松島干出岩の拡延状況を十分に把握していなかったが、蒲刈港北部を数回航行した経験があったことから、海面を注意して見ていたら無難に航行できるものと思い、GPSプロッターを詳細表示として、大松島干出岩の拡延状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、大黒神島に到着して海水浴を行ったのち、広島県原漁港に向かい、同漁港に到着して再度海水浴を行い、14時30分原漁港南部を発進してフライングブリッジの操縦席に腰を掛けて操船に当たり、小松島に開業した娯楽施設を眺めるため、平素より大松島及び小松島に接近することとし、14時56分僅か過ぎ蒲刈荷島灯台から

082度（真方位、以下同じ。）1,060メートルの地点で、針路を284度に定め、両舷機関を回転数毎分3,000にかけ、26.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、大松島干出岩に向首して接近する状況となって続航し、15時00分蒲刈荷島灯台から295度1.17海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、大松島干出岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好だった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷及び左舷ドライブユニットに折損を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、広島港第1区所在のマリーナを発航するに当たり、水路調査が不十分で、大松島干出岩に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、小松島に開業した娯楽施設を眺めるため、平素より大松島及び小松島に接近する予定で広島港第1区所在のマリーナを発航する場合、大松島干出岩の拡張状況を十分に把握していなかったのだから、同岩に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを詳細表示として、大松島干出岩の拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、海面を注意して見ていたら無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、大松島干出岩に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月24日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾